

<p>35 1～34略 平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者 (その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)であつ</p>	<p>改正後</p>	<p>(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二年を減じた年齢以上である者については、給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額)」とする。</p> <p>36 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>参考資料 佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表</p>
<p>1～34略</p>	<p>改正前</p>	

<p>職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成十七年三月二十四日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>	<p>て、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額(退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二年を減じた年齢以上である者については、給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額)」とする。</p> <p>36 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。</p>
---	---

●佐賀県条例第十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第三条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第四条第二項本文中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「八日以上」の下に「。以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)」を削る。

第十条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第二十条の次に次の一条を加える。

(配偶者出産時育児休暇)

第二十条の二 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子

の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、五日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。

第二十二号第五号中「小学校」を「中学校」に改め、「配偶者の子を含む。」の下に「以下この号において「子」という。」を、「一の年において五日」の下に「(子が二人以上の場合にあつては、六日)」を加える。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

(一週間の勤務時間)

第二条 略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

改 正 前

(一週間の勤務時間)

第二条 略

2 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該

公署の特殊の必要により前三項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第三條 (週休日及び勤務時間の割振り)

日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四條 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上。以下この項において同じ。)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人

公署の特殊の必要により前二項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、別に定めることができる。

第三條 (週休日及び勤務時間の割振り)

日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四條 略

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、四週間ごとの期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、人事委

事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十條 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)
二・三 略
2・3 略

(配偶者出産時育児休暇)

第二十条の二 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該職員の請求により、五日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができる。

(特別休暇)

第二十二條 職員が次の各号のいずれか

員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第十條 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日(再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数)
二・三 略
2・3 略

(特別休暇)

第二十二條 職員が次の各号のいずれか

に該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

一～四 略

五 養育する中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において「子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行うことをいう。)を行う場合 一の年において五日(子が二人以上の場合にあつては、六日)を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
六～九 略

に該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。

一～四 略

五 養育する小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話を行うことをいう。)を行う場合 一の年において五日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間
六～九 略

佐賀県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十三号

佐賀県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五十二条の十七の二第一項及び」の下に「第二百九十一条の二第二項並びに」を、「市町村」の下に「又は広域連合」を加える。

第二条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「下欄に掲げ

る市町村」の下に「又は広域連合」を加え、同条の表中

市町村 を

市町村又は広域連合

に改め、同表第三号の次に次の二号を加える。

三の二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

佐賀中部
広域連合

イ 法第二十四条第一項の規定により、居宅サービス若しくは居宅介護支援を行った者又はこれらを使用する者に対し報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。

ロ 法第二十四条第二項の規定により、被保険者又は被保険者であつた者(居宅サービス又は居宅介護支援を受けた者に限る。)に対し報告を命じ、又は当該職員に質問させること。

ハ 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定をすること。

ニ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定をすること。

ホ 法第七十五条の規定による指定居宅サービスに係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。

ヘ 法第七十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者等に対し報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは設備等を検査させること。

ト 法第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービ

<p>八の三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p>	<p>八の二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十六条第一項の規定により、立入検査をさせること。</p> <p>ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>第二条の表第八号の次に次の七号を加える。</p>	<p>三の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第十条の規定による身体障害者手帳の再交付(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者から申請があった場合に限る。)をすること。</p>	<p>又 法第八十四条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すこと。</p>	<p>ス事業者の指定を取り消すこと。</p> <p>チ 法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。</p> <p>リ 法第八十三条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者等に対し報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは帳簿書類その他物件を検査させること。</p>
<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>
<p>ハの六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p> <p>ハ 法第二十条の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に</p>	<p>ハの五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p> <p>ハ 法第二十一条第一項の規定により、関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めること。</p>	<p>ハの四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十二條第一項の規定により、立入検査をさせること。</p> <p>ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>ハ 法第二十二條の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べること。</p>	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>

関し意見を述べること。

八の七 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第三十四条第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。

佐賀市

八の八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。

佐賀市

第二条の表第九号の二中「北方町」を「佐賀市 鹿島市 北方町」に改め、同表第九号の三中「佐賀市」を「佐賀市 七山村」に改め、同表第九号の四中ホをチとし、ニをトとし、ハをヘとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第九十六条において準用する法第五十二条第一項の規定により、換地計画の認可をすること。

ニ 法第九十六条において準用する法第五十三条の四第一項の規定により、換地計画の変更の認可をすること。

ホ 法第九十六条において準用する法第五十四条第三項による届出を受け、理すること。

第二条の表第九号の四中「佐賀市」を「佐賀市 伊万里市 鹿島市」に改め、同表第九号の五中「佐賀市」を「佐賀市 七山村」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の六 商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)。

以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち

次に掲げるもの

佐賀市

伊万里市

イ 法第七条第二項第一号又は第二号に規定する特定商工業者の従業員の数又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。

ロ 法第十条第二項の規定により、同条第一項に規定する期間の延長をすること。

ハ 法第十二条第一項の規定により、負担金の許可をすること。

ニ 法第四十六条第二項の規定により、定款の変更の認可をすること。

ホ 法第五十七条の規定による収支決算等の報告を受理すること。

ヘ 法第五十八条第一項の規定により、商工会議所から報告を徴し、又はその職員をして必要な物件を検査させること。

ト 法第五十九条第一項の規定により、警告を発し、及び業務の一部の停止の処分をすること。

第二条の表第十号の次に次の二号を加える。

十の二 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号)。

以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第四条第一項から第三項まで及び第六項の規定により、認定をすること。

ロ 法第十三条第一項の規定により、報告を求めること。
ハ 中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二

佐賀市

伊万里市

<p>百八十六号。二において「政令」という。）第九条第一項の規定により、認定をすること。</p> <p>ニ 政令第九条第二項の規定により、認定を取り消すこと。</p>	
<p>十の三 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第五条第一項の規定により、基盤施設計画の認定をすること。</p> <p>ロ 第六条第一項の規定により、基盤施設計画の変更の認定をすること。</p> <p>ハ 第六条第二項の規定により、基盤施設計画の認定を取り消すこと。</p> <p>ニ 第十八条第一項の規定により、連携計画の認定をすること。</p> <p>ホ 第十九条第一項の規定により、連携計画の変更の認定をすること。</p> <p>ヘ 第十九条第二項の規定により、連携計画の認定を取り消すこと。</p> <p>ト 第二十二条第一項の規定により、報告を求めること。</p>	<p>佐賀市 伊万里市</p>

第二条の表第十三号及び第十四号及び第十五号を次のように改める。

十三から十五まで 削除

<p>第二十条の表第十六号中「国有財産法に」を「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に」に改め、同号の次に次の一号を加える。</p> <p>十六の二 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第七条第二項の規定により、同条第一項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>ロ 第七条第三項の規定により、同条第一項の規定による措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。</p> <p>ハ 第七条第四項の規定により、違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させること。</p> <p>ニ 第八条第三項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却すること。</p> <p>ホ 第八条第四項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を廃棄すること。</p>	<p>佐賀市</p>
---	------------

第二条の表第二十二号中ネをフとし、ツをケとし、ソをマとし、レをやとし、タをクとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 第五十二条の二第一項（法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の形質の変更等の許可をすること。

ソ 第五十三条第一項の規定により、建築物の建築の許可をすること。

ツ 法第五十五条第一項の規定による土地の指定をすること。
 ネ 法第五十五条第二項の規定による土地の指定等の申出を受理すること。

ナ 法第五十五条第三項の規定により、土地の指定を申し出た者を土地の買取りの申出等の相手方として定めること。

ラ 法第五十六条第一項の規定により、土地を買い取ること。

ム 法第五十六条第三項の規定による土地を買い取らない旨を通知した旨の通知を受理すること。

ウ 法第五十七条第二項の規定による届出を受理すること。

エ 法第五十七条第三項の規定により、土地を買い取るべき旨の通知をすること。

オ 法第五十七条第四項の規定により、土地を買い取らない旨の通知をすること。

カ 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。

第二条の表第二十二号中カをヨとし、同号ワ中「第四十二条第二項」の下に「(法第五十二条の二第二項(法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 法第二十六条第一項に規定する試掘等の許可をすること。

第二条の表第二十七号の二中「佐賀市」を「佐賀市 鹿島市」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十七の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第三十一条の規定により、供給計画の認定をすること。

ロ 法第三十三条の規定により、認定計画の変更の認定をすること。

ハ 法第三十六条第一項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の賃貸又は転貸の承認をすること。

ニ 法第三十七条の規定により、報告を求めること。

ホ 法第三十八条の規定により、認定事業者が有していた供給計画の認定に基づく地位を承継することの承認をすること。

ヘ 法第三十九条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

ト 法第四十条第一項の規定により、供給計画の認定を取り消すこと。

チ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。リ及びヌにおいて「省令」という。)第一条第三号の規定により、継続的収入とすることが著しく不適当である場合における入居者及び同居者の所得金額を認定すること。

リ 法第三十一条の供給計画の認定の基準に係る事務で、省令で定めるもの

ヌ 省令第三十四条の規定により、所得の基準を定める

佐賀市
鹿島市

1)2)。

第二条の表第二十八号イ中「第六十三条の二第一項」を「第一百五十五条第一項」に改め、同号ロ中「第六十四条の二第二項」を「第一百七十七条第一項」に改め、同号ハ中「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改め、同号ニ中「第七十一条第一項」を「第一百十二条第一項」に改め、同号ホ中「第九十九条」を「第一百八十四条」に改め、同号ヘ中「第一百三十三条第一項」を「第一百八十八条第一項」に改め、同号ト中「第一百三十三条第三項」を「第一百八十八条第三項」に改める。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規制基準(騒音に限る。)は、佐賀市長が定めるものとする。

第四十五条に次の一項を加える。

5 第一項の規定にかかわらず、佐賀市の区域においては、同項の規定による立入検査の権限は、佐賀市長が行うものとする。ただし、特に必要があるとき、知事が自ら行うことを妨げない。

(佐賀県屋外広告物条例の一部改正)

第三条 佐賀県屋外広告物条例(昭和三十九年佐賀県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(事務処理の特例)

第二十二条 佐賀市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の

適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二第二項	知事	佐賀市長
第十五条の二第二項	知事	佐賀市長
第十五条の二第二項及び第二項、第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條並びに第十五條の二第二項	知事	佐賀市長
第十五条の二第三項及び第十五条の六	知事	佐賀市長

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第一条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第二条の表第三号の二、第三号の三、第八号の三、第八号の五、第八号の六、第九号の二から第九号の六まで、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第二十二号(イ、カ及びレからオまでに限る。)及び第二十七号の三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町村又は広域連合の長

が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村若しくは広域連合の長がした処分等又は当該市町村若しくは広域連合の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に、介護保険法第四十一条第一項若しくは第四十六条第一項、身体障害者福祉法施行令第十条又は農地法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項若しくは第二十条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分等については、施行日以後においても、知事がするものとする。この場合において、これらの規定により知事が処分等をしたときは、当該処分等は、当該処分等の日以後における同法の規定の適用については、改正後の条例第二条の表第三号の二、第三号の三及び第九号の三の下欄に掲げる市町村又は広域連合の長がした処分等とみなす。

4 この条例の施行の際、第二条の規定による改正前の佐賀県環境の保全と創造に関する条例第八条第一項の規定により知事が定めている規制基準は、第二条の規定による改正後の佐賀県環境の保全と創造に関する条例第八条第三項の規定により佐賀市長が定めた規制基準とみなす。

5 第三条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第二十二条の規定により佐賀市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に知事がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、佐賀市長がした処分等又は佐賀市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

参考資料

第一条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項及び第二百九十一条の二第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することとする。ことに必要な事項を定めるものとする。

（市町村等が処理する事務の範囲等）
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

事務	市町村又は広域連合
一 三略	
三の二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの。	佐賀中部広域連合
イ 法第二十四条第一項の規定により、居宅サービス若しくは居宅介護支援を行った者又はこれらを使用する者に対し報告等を命じ、又は当該職員に質問させること。	
ロ 法第二十四条第二項の規定により、被保険者又は被保険者であった者（居宅サービス又は居宅介護支援を受けた者に限る。）に対し報	

改正前

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする。ことに必要な事項を定めるものとする。

（市町村が処理する事務の範囲等）
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
一 三略	

<p>四〇八略</p>	<p>三の三 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第十条の規定による身体障害者手帳の再交付(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者から申請があつた場合に限る。)を定めること。</p>	<p>告を命じ、又は当該職員に質問させること。 ハ 法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定をすること。 ニ 法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定をすること。 ホ 法第七十五条の規定による指定居宅サービス事業に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。 ヘ 法第七十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者等に対し報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは設備等を検査させること。 ト 法第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を取り消すこと。 チ 法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。 リ 法第八十三条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者等に対し報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員をして質問させ、若しくは帳簿書類その他物件を検査させること。 ヌ 法第八十四条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定を取り消すこと。</p>
<p>四〇八略</p>		
<p>四〇八略</p>	<p>八の六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。</p>	<p>八の二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十六条第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。 八の三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。 ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。 ハ 法第二十二条の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は騒音の防止に関し意見を述べること。 八の四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二十一条第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。 八の五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。 イ 法第三条の規定により、地域を指定すること。 ロ 法第四条の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。 ハ 法第二十一条第一項の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の提供、意見の開陳その他の協力を求めること。</p>
	<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市</p>

<p>イ 法第三条第一項の規定により、地域を指定すること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、イの地域に係る規制基準を定めること。</p> <p>ハ 法第二十条の規定により、関係行政機関の長等に対し資料の送付その他の協力を求め、又は振動の防止に関し意見を述べること。</p> <p>八の七 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五号)第三十四條第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>八の八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九條第一項の規定により、立入検査をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p>	<p>佐賀市</p>	<p>九略</p> <p>九の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町村が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く。)</p> <p>イ 法第三十二条の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第五条の規定による施設基準に適合するものであることの確認をすること。</p> <p>ロ 法第三十四条第一項において準用する法第十三條第一項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四條の第三項の規定による専用水道の業務の委託の届出を受理すること。</p>
<p>九略</p>	<p>佐賀市</p>	<p>九の二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町村が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く。)</p> <p>イ 法第三十二条の規定により、専用水道の布設工事の設計が法第五条の規定による施設基準に適合するものであることの確認をすること。</p> <p>ロ 法第三十四条第一項において準用する法第十三條第一項の規定による専用水道の給水を開始する旨の届出を受理すること。</p> <p>ハ 法第三十四条第一項において準用する法第二十四條の第三項の規定による専用水道の業務の委託の届出を受理すること。</p>
<p>ニ 法第三十六条第一項の規定により、専用水道の設置者に対して、施設を改善すべき旨を指示すること。</p> <p>ホ 法第三十六条第二項の規定により、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。</p> <p>ヘ 法第三十六条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者に対して、当該簡易専用水道の管理に關し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示すること。</p> <p>ト 法第三十七条の規定により、専用水道又は簡易専用水道の設置者に対して、当該水道による給水を停止すべきことを命ずること。</p> <p>チ 法第三十九条第二項の規定により、専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p> <p>リ 法第三十九条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p>	<p>佐賀市</p>	<p>九の三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、農地(面積が二ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにするものの許可をすること。(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>ハ 法第五条第一項の規定により、農地(面積が二ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。(二)以上の市町村の区域に</p>
<p>ニ 法第三十六条第一項の規定により、専用水道の設置者に対して、施設を改善すべき旨を指示すること。</p> <p>ホ 法第三十六条第二項の規定により、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告すること。</p> <p>ヘ 法第三十六条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者に対して、当該簡易専用水道の管理に關し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示すること。</p> <p>ト 法第三十七条の規定により、専用水道又は簡易専用水道の設置者に対して、当該水道による給水を停止すべきことを命ずること。</p> <p>チ 法第三十九条第二項の規定により、専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p> <p>リ 法第三十九条第三項の規定により、簡易専用水道の設置者から報告を徴し、又は当該職員をして立入検査をさせること。</p>	<p>佐賀市</p>	<p>九の三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。</p> <p>ロ 法第四条第一項の規定により、農地(面積が二ヘクタール以下のものに限る。)を農地以外のものにするものの許可をすること。(二)以上の市町村の区域にまたがるものを除く。)</p> <p>ハ 法第五条第一項の規定により、農地(面積が二ヘクタール以下のものに限る。)又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の許可をすること。(二)以上の市町村の区域に</p>

<p>九の四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ 法第九十五条第一項の規定により、土地改良事業の認可をすること。</p> <p>ロ 法第九十五条の二第二項の規定により、土地改良事業の計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可をすること。</p> <p>ハ 法第九十六条において準用する法第五十二条第一項の規定により、換地計画の認可をすること。</p> <p>ニ 法第九十六条において準用する</p>	<p>またがるものを除く。)</p> <p>ニ 法第二十条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る賃借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃借の更新をしない旨の通知をすることの許可をすること。</p> <p>ホ 法第八十二条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること(イからニまでの許可に係るものに限る。)</p> <p>ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すること(イからニまでの許可に係るものに限る。)</p> <p>ト 法第八十三条の二の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること(ロ及びハの許可に係るものに限る。)</p>
<p>佐賀市 伊万里市 鹿島市</p>	
<p>九の四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町村の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ 法第九十五条第一項の規定により、土地改良事業の認可をすること。</p> <p>ロ 法第九十五条の二第二項の規定により、土地改良事業の計画の変更又は土地改良事業の廃止の認可をすること。</p>	<p>またがるものを除く。)</p> <p>ニ 法第二十条第一項の規定により、農地又は採草放牧地に係る賃借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃借の更新をしない旨の通知をすることの許可をすること。</p> <p>ホ 法第八十二条第一項の規定により、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること(イからニまでの許可に係るものに限る。)</p> <p>ヘ 法第八十三条の規定により、報告を徴すること(イからニまでの許可に係るものに限る。)</p> <p>ト 法第八十三条の二の規定により、許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること(ロ及びハの許可に係るものに限る。)</p>
<p>佐賀市</p>	
<p>九の六 商工会議所法(昭和二十八年法律第一百四十三号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条第二項第一号又は第二号に規定する特定商工業者の従業</p>	<p>法第五十三条の四第一項の規定により、換地計画の変更の認可をすること。</p> <p>ホ 法第九十六条において準用する法第五十四条第三項による届出を受理すること。</p> <p>ヘ 法第一百三十二条第一項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第一百三十二条第一項の規定により、事業に関し報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。</p> <p>チ 法第三十四条第一項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の二第二項に規定する択伐の届出書を受理すること。</p> <p>ロ 法第三十四条の二第二項の規定により、択伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ハ 法第三十四条の三第一項に規定する間伐の届出書を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ホ 法第三十八条第三項の規定により、造林に必要な行為を命ずること。</p>
<p>佐賀市 伊万里市</p>	<p>佐賀市 七山村 北方町</p>
<p>九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の二第二項に規定する択伐の届出書を受理すること。</p> <p>ロ 法第三十四条の二第二項の規定により、択伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ハ 法第三十四条の三第一項に規定する間伐の届出書を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ホ 法第三十八条第三項の規定により、造林に必要な行為を命ずること。</p>	<p>法第一百三十二条第一項の規定による土地改良事業の工事に着手し、又は工事を完了した旨の届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第一百三十二条第一項の規定により、事業に関し報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。</p> <p>ホ 法第三十四条第一項の規定により、必要な措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三十四条の二第二項に規定する択伐の届出書を受理すること。</p> <p>ロ 法第三十四条の二第二項の規定により、択伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ハ 法第三十四条の三第一項に規定する間伐の届出書を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十四条の三第二項において準用する法第三十四条の二第二項の規定により、間伐の計画を変更すべき旨を命ずること。</p> <p>ホ 法第三十八条第三項の規定により、造林に必要な行為を命ずること。</p>
<p>佐賀市</p>	<p>佐賀市 北方町</p>